

逗子市消防長賞



池子小学校6年生 服部 宏時 さん
逗子市危険物安全協会会長賞



小坪小学校4年生 鈴木 百合子 さん

令和2年度防火ポスターコンクール優秀作品一覧

氏名	ふりがな	学校名	学年	最終結果
服部 宏時	はっとり ひなと	池子小学校	6	逗子市消防長賞
鈴木 百合子	すずき ゆりこ	小坪小学校	4	逗子市危険物安全協会長賞
成瀬 桃花	なるせ ももか	沼間小学校	6	優秀賞
吉岡 かれん	よしおか かれん	沼間小学校	6	優秀賞
榎山 瑛也	ならやま あきや	沼間小学校	5	優秀賞
佐々木 瑠璃	ささき るり	小坪小学校	6	優秀賞
脇川 奈々	わきかわ なな	小坪小学校	4	優秀賞
斎藤 照真	さいとう てるま	逗子小学校	6	優秀賞
小山内 大河	おさない たいが	久木小学校	4	優秀賞
杉本 未来	すぎもと みらい	久木小学校	4	優秀賞

優 秀 作 品 の 展 示 場 所

- 1 京浜急行逗子・葉山駅北口側構内コンコース
令和2年11月9日（月）から令和2年11月18日（水）まで
- 2 沼間小学校区コミュニティセンター
令和2年11月19日（木）から令和2年11月27日（金）まで
- 3 小坪小学校区コミュニティセンター
令和2年11月30日（月）から令和2年12月9日（水）まで
- 4 JR逗子駅構内
令和2年12月10日（木）から令和2年12月21日（月）まで

令和2年秋季火災予防運動実施計画

1 目 的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

2 防火標語（2020年度全国統一防火標語）

『その火事を 防ぐあなたに 金メダル』

3 実施期間

令和2年11月9日（月）から11月15日（日）までの7日間

4 実施区域

市内全域

5 実施機関

逗子市消防本部・逗子市消防署・逗子市消防団

6 重点目標

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 乾燥時及び強風時火災発生防止対策の推進
- (3) 放火火災防止対策の推進
- (4) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (5) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- (6) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

7 消防本部の実施事項

(1) 広報

ア 防火対象物の関係者に火災予防運動の通知文を送付し、防火ポスターの掲出を依頼する。また、放火火災防止及び消防用設備等の点検等実施について促す。

イ 市内広報板を活用し、住宅用火災警報器の設置普及推進及び住宅防火対策推進について広報する。

ウ 逗子市企画課広聴広報係に、市民に対する啓発事項として定められた「住宅防火いのちを守る7つのポイント」等の掲載を依頼する。また、逗子市消防本部のホームページにおいても、ガソリン等の貯蔵・取扱いに対する留意事項及び住宅用火災警報器の設置普及推進も含めた本運動の広報を掲載する。

エ 市内主要物販店等に対し、レジスター用レシートへ住宅用火災警報器設置推進を図るための広報文掲載を依頼する。

オ 湘南ビーチFM放送及び市内の放送施設を有する事業所等に本運動の広報を依頼する。

カ 広報査察車により火災予防を広報する。

(2) 特定防火対象物等の予防査察

特定防火対象物等の防火安全対策を徹底するため、火災予防査察を実施する。

※状況により感染症予防対策のため、電話での口頭指導とする。

(3) 住宅防火対策の推進

自主防災組織又は自治会等が実施する消火訓練等において、消火器の普及と火災予防思想の高揚を図る。

※状況により感染症予防対策のため、電話での啓発とする。

(4) 放火火災予防対策の推進

放火火災は、死角となる場所や深夜に発生することが多く、発見の遅れによって被害が拡大するおそれがあるため、消火器具等の設置による被害軽減対策を講じるよう指導する。また、ガソリンスタンドにおけるガソリンの容器への適切な詰め替え販売について指導する。

(5) 防火ポスターの掲出

市内小学校から募集した防火ポスターの入賞作品を市内公共施設等に掲出し、火災予防の意識高揚を図る。

8 消防署の実施事項

(1) 広報

ア 消防車に車両用マグネットシールを掲示し、巡回広報を実施して火災予防思想の高揚を図る。

イ 市内主要箇所に火災予防立看板を掲出し、署所に火災予防立看板及び防火ポスターを掲出して火災予防思想の高揚を図る。

ウ テレホンサービスにより火災予防を広報する。

(2) 特定防火対象物等の予防査察

特定防火対象物等の防火安全対策を徹底するため、火災予防査察を実施する。

※状況により感染症予防対策のため、電話での口頭指導とする。

(3) ひとり暮らし高齢者宅の防火訪問

全国の住宅火災による死者は、年齢が高くなるにしたがって著しく増加している傾向である。このためひとり暮らし高齢者宅を福祉部高齢介護課等から依頼のある場合に、合同で防火訪問し、住宅用火災警報器の設置普及推進及び適正な維持管理について広報するとともに、火気使用器具等の取扱状況を確認して出火防止を図り、近隣との協力態勢についても指導する。

※状況により感染症予防対策のため、電話での口頭指導とする。

(4) 消防車及び機械器具の点検整備

火災期を迎えるに当たり、災害出場の万全を図るため、消防車及び機械器具の点検整備を行う。

(5) 乾燥時及び強風時における出火防止

乾燥時及び強風時において、ひとたび火災が発生すると延焼拡大危険が著しく増大し、市民の生命、財産等に危害が及ぶ危険性が高くなるため、たき火等を行う場合の消火準備及び火気取扱いにおける注意の徹底等を広報して出火防止を図る。

9 消防団の実施事項

(1) 各分団詰所前に防火ポスター及び立看板を掲出し、火災予防の意識高揚を図る。

(2) 受持ち区域内の道路状況及び消防水利の掌握に努め、消防活動上支障となる物件の排除を図る。

10 市民に対する啓発事項

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

3つの習慣

- **寝たばこ**は、絶対やめる。
- **ストーブ**は、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- **ガスこんろ**などのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、**防災品**を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器等**を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。

11 特別広報

本運動を効果的に実施するため、市内一斉に消防車両による火災予防宣伝を行い、広く市民に火災予防について啓発を行う。(別途計画)

